

年末調整・税の申告の準備はお早めに

年末調整の時期が近づいてきました。来年2月には所得税や住民税の申告受付も始まります。これらに必要な書類の中には、発行に時間がかかるものもありますので、準備は早めに済ませておきましょう。

会社に勤めている方へ

■扶養親族の確認をしましょう

控除の対象となる扶養親族は、16歳以上（平成29年12月31日現在）で年間の所得金額が38万円以下の方です。扶養につける方の所得を確認し、年末までにその人数が変わる場合は勤務先に提出済みの「給与所得者の扶養控除申告書」を訂正してください。

▷16歳未満の扶養親族の「給与所得者の扶養控除申告書」への記載について

16歳未満の扶養親族がいる方については、「給与所得者の扶養控除申告書」の「住民税に関する事項」欄(図1参照)に扶養親族の氏名等を記入してください。住民税の計算上、記入漏れがあると税額が正しく計算されない場合がありますのでご注意ください。また、各種助成・手当等の算定にも利用することがあります。

▷同じ人を2人で扶養親族とすることはできません

子ども1人を両親のそれぞれが扶養につけるなど、重複することのないようご注意ください。

控除証明書を準備しましょう

以下の保険料控除を受ける場合は、証明書等を添付しなければなりません。お早めにご準備ください。

- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除（個人型確定拠出年金含む）
- ・社会保険料控除（社会保険料、国民年金保険料等）

【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎85-6132（直通）

(図1)

注意

CAUTION!

督促状発送後も納付がない状態が続きますと、必要に応じて財産調査などを実施し、差押えに進みます。差押え財産は当方で決定し、事前の連絡はありません。差押えた給与・預金・保険等は（保険は解約のうえ）未納の税金に充当されます。動産・不動産は公売により換価のうえ、同じく未納の税金に充てられます。

※納期限を一定期間以上経過しますと延滞金が発生し、さらに納付額が増加します。お手元の納付書をご確認いただき、納期限が過ぎているものがありましたら早急に納付いただきますようお願いいたします。

町税などの納付について

納め忘れはありますか？

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税及び介護保険料・後期高齢者医療保険料は、それぞれ納期限があります。（納付書に記載されています。町報「綴込表紙」にも記載されています。）

◎口座振替で納付される方で、残高不足等の理由により口座振替できなかった場合、口座振替不能通知書(納付書)が送付されます。納付書でも納付いただけなかった場合は、督促状が發送されます。

◎納付書で納付される方で、納期限まで納められなかった場合は、督促状が發送されます。

【問い合わせ】
税務出納課収納係
☎85-6106